

職務内容書

公益財団法人核物質管理センター 理事（理事長・代表理事）

【公募対象役職のミッション、求められる人材のイメージ】

当センターは、原子力の平和利用に貢献するとともに、わが国の核物質管理の円滑な実施のために、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、「原子炉等規制法」という。）に基づく指定機関として、重要な役割を担っている。

公募対象の理事（理事長・代表理事）は、法人を代表して法人全体の運営を管理し及び事業遂行を総括し、リスク管理も行いつつ、社会状況の変化に柔軟に対応しながら法人の組織目標を確実に実現するための能力を有するとともに、統括企画部門の業務を統括する能力を有する人材が求められる。

1. 機関名及び職員数：公益財団法人核物質管理センター 181名（令和6年1月1日） （法人の業務概要）

当センターは、昭和47年4月に財団法人として設立され（平成24年4月に公益財団法人に移行）、原子力の平和利用に貢献することを目的とする。また、原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施機関及び指定情報処理機関として、国の保障措置の実施において重要な役割を担う。主な業務内容は以下のとおり。

- (1) 核物質管理に関する調査研究及び技術開発
- (2) 核物質管理に関する指導、技術者の養成及び広報
- (3) 核物質管理に関する内外諸機関等との連絡協調及び核物質管理技術に関する国際協力の推進
- (4) 核物質管理に関する情報処理業務
- (5) 核物質管理に関する保障措置検査等業務
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 公募する役職：理事（理事長（代表理事）候補） 1名

任期は令和6年6月開催予定の定時評議員会終結後から2年後の定時評議員会終結の時まで。なおその後、2年ごと、再任される場合あり。

3. 職務内容

法人の基本的な経営方針を立案し、法人全体の運営管理及び事業所（3事業所、職員数約180名）を統括するとともに、原子炉等規制法に基づく指定保障措置検査等実施機関及び指定情報処理機関としての業務を適確に遂行する。また、統括企画部門を統括する部門長を兼ねた責任者として、以下の業務を分掌、統括する。

(1) 法人の経営

当センターの定款及び事業計画に基づき、法人事業全体を統括する。事業を統括するにあたり、公益財団法人の理事長（代表理事）として、また、原子力関係法令、労働関係法令等に基づく事業者として、定款に掲げる法人業務について、所要の責務を果たす。

(2) 法人の健全な運営発展と法人活力の向上

理事会の議長やセンター内幹部会議の議長を務めるとともに、各種の重要な会議における機関決定においては、審議を深めて適切な意思決定を行う。

また、法人の業務運営の透明性確保を主導し、役職員にコンプライアンスを浸透させるとともに、原子炉等規制法に基づく指定機関として社会貢献できる活力ある法人運営を図る。

(3) 国及び外部関係諸機関との関係の維持発展

国内外の核物質管理（保障措置及び核物質防護）及び核不拡散に関する知見に基づき、国、国内外関係諸機関等との間で日常的に良好な関係を維持、発展させ、円滑な事業運営を図り、また国際協力を推進する。

(4) 原子力施設の安全統括

原子力事業者として、施設に係わる原子力安全確保の徹底、保障措置や核物質防護の確保、安全活動の推進及びトラブル時等の緊急時対応において、総合的な運営・指導を行う。

(5) 統括企画部門長の業務

統括企画部門長として、事業計画・収支予算の作成、業務の総合調整、核燃料物質使用施設等の保安管理の総括、人事評価、人材配置計画等、当該部門の業務を統括する。

4. 必要な資格・経験等

- (1) 中立性・公平性を担保して業務を遂行でき、理事長（代表理事）在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。また、心身共に健康であること。
- (2) 株式会社、公益法人、独立行政法人、大学、国又は地方公共団体の組織等の経営や上位の管理経験を有し、法人の組織目的を確実に実現するための高い見識、先見性、実行力、責任感、強いリーダーシップなどの観点において、理事長（代表理事）としての適格性を有すること。また、法人事業と組織運営を適確に統率・管理するための十分な組織運営・人材統率能力を有すること。
- (3) 国内外の核物質管理に関する知識を有するとともに、核不拡散及び原子力全般にわたる総合的知見を有していることが望ましい。
- (4) 国外関係機関との議論や意思疎通ができる程度の英語力を有すること。
- (5) 原子力施設等において、事故時、核物質管理上のトラブル時、自然災害時等の緊急時における対処経験を有することが望ましい。
- (6) 時代の変化に柔軟に対応することができ、将来の保障措置の在り方等の検討を含めて当センターを適切な方向へ導く能力を有すること。また、自らの強みと弱みを理解しつつ謙虚さを持ち、役職員の多様性を尊重し、幹部会議等で自由闊達な議論ができる組織風土を醸成できること。

5. 勤務条件等

(1) 勤務条件

- ・ 勤務形態：常勤
- ・ 勤務地：東京本部（東京都台東区）
- ・ 給与：年収 1,500 万円程度（税込）、通勤手当
役員及び評議員の報酬等及び費用に関する規程に基づく（規程改正により変動の場合あり）
- ・ 福利厚生：健康保険、厚生年金
- ・ 危機管理：地震等災害時、施設トラブル発生時、情報セキュリティにおけるインシデント事案発生時等には、緊急招集、特別体制で勤務、の場合あり。

(2) 選考方法

役員候補者選考委員会により、以下のとおり選考します。

① 選考委員会による一次選考：書類審査（履歴書、職務経歴書、自己アピール文書）

② 選考委員会による二次選考：面接審査

選考委員会による選考の後、評議員会で選任されることが必要です。また、理事長（代表理事）の選定は別途理事会の決議が必要です。

さらに当センターの理事（役員）選任については、原子炉等規制法に基づき原子力規制委員会の認可が必要です。

(3) 応募書類

- ・ 履歴書（当センター指定様式）
- ・ 職務経歴書（当センター指定様式）
履歴書及び職務経歴書には、職務内容書の「必要な資格・経験等」の有無が確認できるよう内容を記載のこと。
- ・ 自己アピール文書（以下について A4 版 2 枚程度で記述）
 - ① 自身の知識・経験、能力・実績等を踏まえ、今回の公募に応募した動機・理由
 - ② 今回応募する職務に関連した提言、抱負
 - ③ 自分自身について、職務に関し優れていると考えられる点 など

6. 欠格事項（以下のいずれの事項にも該当しないこと）

- ① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 177 条により準用する同法第 65 条の規定に抵触する場合。
- ② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 6 条第 1 号の規定に抵触する場合。
- ③ 原子炉等規制法第 61 条の 23 の 5 第 3 号の規定に抵触する場合。

以上